

東北電原運第3号

2022年6月20日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり女川原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和58年9月20日付58資庁第13045号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた女川原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

## 2. 変更理由

### (1) 土捨場の確保に伴う変更

工事用の土捨場の確保に伴い、周辺監視区域境界の一部を変更するため、以下の関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更する条文)

- ・第99条（周辺監視区域）
- ・第299条（周辺監視区域）

## 3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第99条図99および第299条図299の周辺監視区域境界の変更を行う日から施行する。

以 上

## 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和59年7月24日	59資庁第9848号
2	昭和63年2月4日	62資庁第16331号
3	平成元年2月27日	元資庁第679号
4	平成元年3月31日	元資庁第3497号
5	平成元年5月9日	元資庁第4554号
6	平成2年2月19日	2資庁第1412号
7	平成2年3月23日	2資庁第1878号
8	平成5年4月16日	5資庁第3048号
9	平成5年10月7日	5資庁第10275号
10	平成6年9月26日	6資庁第9665号
11	平成7年7月19日	7資庁第8462号
12	平成7年12月6日	7資庁第12272号
13	平成11年4月20日	平成11・02・18資第15号
14	平成12年1月26日	平成11・12・21資第31号
15	平成12年5月19日	平成12・04・12資第23号
16	平成13年1月5日	平成12・08・31資第8号
17	平成13年2月23日	平成13・01・19原第1号
18	平成13年3月30日	平成13・03・23原第2号
19	平成13年7月25日	平成13・07・02原第12号
20	平成13年10月11日	平成13・09・19原第1号
21	平成13年12月18日	平成13・11・29原第7号
22	平成14年7月15日	平成14・06・21原第2号
23	平成14年10月22日	平成14・09・27原第6号
24	平成15年3月19日	平成15・03・11原第9号
25	平成15年7月1日	平成15・06・26原第6号
26	平成16年5月20日	平成15・12・24原第18号
27	平成16年8月31日	平成16・08・11原第13号
28	平成16年12月17日	平成16・11・17原第11号
29	平成17年11月28日	平成17・11・07原第4号
30	平成18年2月22日	平成18・01・27原第12号
31	平成18年10月27日	平成18・10・12原第4号
32	平成19年6月12日	平成19・05・18原第3号
33	平成19年12月13日	平成19・09・28原第35号
34	平成19年12月13日	平成19・11・30原第20号
35	平成20年6月18日	平成20・05・28原第8号
36	平成20年8月22日	平成20・07・11原第8号
37	平成20年12月12日	平成20・10・31原第4号
38	平成21年10月14日	平成21・08・17原第5号
39	平成22年1月22日	平成21・12・17原第1号
40	平成23年6月1日	平成23・04・08原第35号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
41	平 成 23年 6月 1日	平成23・04・22原第10号
42	平 成 23年 6月 15日	平成23・05・19原第16号
43	平 成 24年 9月 6日	20120731原 第 68号
44	平 成 25年 7月 5日	原管B 発第1307047号
45	平 成 26年 1月 28日	原管B 発第1401281号
46	平 成 26年 5月 21日	原規規 発第1405212号
欠番	—	—
48	平 成 26年 6月 24日	原規規 発第1406241号
49	平 成 28年 3月 24日	原規規 発第1603245号
50	平 成 29年 6月 30日	原規規 発第1706302号
51	平 成 30年 2月 6日	原規規 発第1802067号
52	平 成 31年 2月 15日	原規規 発第1902153号
53	令 和 元 年 6月 3日	原規規 発第19060310号
54	令 和 2年 3月 18日	原規規 発第2003182号
55	令 和 2年 9月 17日	原規規 発第2009179号
56	令 和 3年 5月 18日	原規規 発第2105182号

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	理由
<p data-bbox="371 436 1163 577">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="626 930 908 976"><u>2021</u>年<u>7</u>月</p> <p data-bbox="566 1035 973 1087">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1605 430 2395 571">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1911 921 2080 968">__年__月</p> <p data-bbox="1795 1029 2205 1081">東北電力株式会社</p>	

変更前

変更後

理由

（周辺監視区域）

第99条 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。

2. 核物質防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

（周辺監視区域）

第99条 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。

2. 核物質防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

図99

図99



土捨場の確保に伴う変更（周辺監視区域境界の一部を変更）

変更前

変更後

理由

（周辺監視区域）

第299条 周辺監視区域は、図299に示す区域とする。

2. 核物質防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

（周辺監視区域）

第299条 周辺監視区域は、図299に示す区域とする。

2. 核物質防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

図299

図299



土捨場の確保に伴う変更（周辺監視区域境界の一部を変更）

変更前	変更後	理由
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第99条図99および第299条図299の</u>  <u>周辺監視区域境界の変更を行う日から施行する。</u></p>	<p>変更に伴う附則の追加</p>